

令和4年度

高知県の監査

～令和4年度監査結果等のまとめ～

令和5年3月

高知県監査委員

目 次

1	定期監査	1
2	財政的援助団体等の監査	6
3	行政監査	8
4	住民監査請求に基づく監査	9
5	決算審査	9
	(1) 歳入歳出決算審査	9
	(2) 公営企業会計決算審査	10
6	基金運用審査	12
7	健全化判断比率及び資金不足比率審査	13
8	例月出納検査	13
9	内部統制評価報告書の審査	14
10	参考	14
	(1) 令和4年度監査委員	14
	(2) 過去3年間の状況	14

1 定期監査

(1) 対象機関

本庁104機関、出先機関125機関、合計229機関に対して、財務に関する事務の執行が適切か、効果的に行われているかなどの視点から監査を実施した。

委員監査 実地監査：191機関
書面監査：38機関

(2) 委員監査の実施期間

出先機関 令和4年5月23日～令和5年1月26日
本庁 令和4年7月25日～8月29日

(3) 監査の結果

監査を実施した229機関のうち、是正又は改善を要する事務として指摘事項等が認められた実施機関は、本庁33機関、出先機関34機関の計67機関であった。その他の162機関では、指摘事項等に該当する事項がなく、おおむね適正に事務が行われているものと認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の129件から95件に減少している。内訳としては、指摘事項が19件から6件に、注意事項は110件から89件に減少している。

ア 事務区分別（表1、表3）

指摘事項等の事務区分別の件数は、支出事務が41件（43.2%）と最も多く、次いで契約事務が21件（22.1%）、土木・建築工事に関する事務が12件（12.6%）となっている。

(ア) 本庁

指摘事項は1件で、内容は、「契約書への特記仕様書の添付漏れ」である。

注意事項は46件で、主な内容は、「経費支出伺（変更）の作成漏れ」、「通勤手当の支給誤り」など支出事務が18件で、最も多かった。また、「契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ」、「契約保証金の徴収漏れ」など契約事務が次いで7件となっている。

(イ) 出先機関

指摘事項は5件で、主な内容は、「収入調定漏れ」、「契約書の不備（ページの落丁、仕様書の添付漏れ）」などである。

注意事項は43件で、主な内容は、「経費支出伺（変更を含む。）の作成漏れ」、「報酬等の過払」「旅費等の未払」などの支出事務が23件と最も多く、次いで「契約書の記載内容の不備」、「契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ」など契約事務が9件、となっている。

イ 部局別件数（表2）

部局別の件数では、土木部が18件と最も多く、次いで教育委員会が16件、子ども・福祉政策部が12件となっている。

(4) 重点項目

ア 工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

※専門知識を有する団体に技術的事項の調査を委託し行った。

（委託先：公益社団法人大阪技術振興協会）

(ア) 工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木 工事	農業振興部安芸農業 振興センター	芸西地区 地域ため池総合整備丸塚池堤体 工事
建築 等工 事	林業振興・環境部自然 共生課	牧野植物園新研究棟建築工事 ・ 建築主体工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事

(イ) 監査の期間

令和4年5月18日から令和5年1月31日まで実施した。このうち、農業振興部安芸農業振興センターについては令和4年10月3日及び4日に、林業振興・環境部自然共生課については同年11月24日及び25日に現地調査を実施した。

(ウ) 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見等に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

イ 県単独補助事業の執行について

各機関が実施する県単独補助事業について、事務手続が適正になされているだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。

交付総額が100万円以上の補助金について、38所属38事業を抽出して実施した結果、補助金交付事務については、おおむね適正に処理されていたが、成果指標や目標が明確に定められていないものが一部見受けられた。

補助目的に応じた適切な指標を設定し、事業効果の検証を進めるなど補助金交付事務に万全を期されたい。

表1 事務区分別改善を求める事項等

	事務区分	指摘事項	注意事項	小計	検討事項	計	構成比
本庁	共通		2	2		2	4.3%
	収入事務		5	5		5	10.6%
	支出事務		18	18		18	38.3%
	契約事務	1	7	8		8	17.0%
	補助金の交付に関する事務		3	3		3	6.4%
	財産・物品等管理事務		4	4		4	8.5%
	土木・建築工事に関する事務		7	7		7	14.9%
	令和4年度計	1	46	47		47	100.0%
令和3年度計		9	46	55		55	
出先機関	共通		1	1		1	2.1%
	収入事務	1	3	4		4	8.3%
	支出事務		23	23		23	47.9%
	契約事務	4	9	13		13	27.1%
	補助金の交付に関する事務						
	財産・物品等管理事務		2	2		2	4.2%
	土木・建築工事に関する事務		5	5		5	10.4%
	令和4年度計	5	43	48		48	100.0%
令和3年度計		10	64	74		74	
全体	共通		3	3		3	3.2%
	収入事務	1	8	9		9	9.5%
	支出事務		41	41		41	43.2%
	契約事務	5	16	21		21	22.1%
	補助金の交付に関する事務		3	3		3	3.2%
	財産・物品等管理事務		6	6		6	6.3%
	土木・建築工事に関する事務		12	12		12	12.6%
	令和4年度計	6	89	95		95	100.0%
令和3年度計		19	110	129		129	

備考 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は100.0にはならない。

表2 部局別改善を求める事項等

	部局別	機関数	指摘事項	注意事項	検討事項	計
知事部局	総務部	19		2		2
	危機管理部	4		2		2
	健康政策部	14		5		5
	子ども・福祉政策部	14		12		12
	文化生活スポーツ部	6		3		3
	産業振興推進部	6		3		3
	中山間振興・交通部	4		1		1
	商工労働部	11	1	7		8
	観光振興部	3		2		2
	農業振興部	21		4		4
	林業振興・環境部	16		7		7
	水産振興部	5				
	土木部	19	2	16		18
	会計管理局	2		2		2
	小計	144	3	66		69
教育委員会	64	1	15		16	
公営企業局	4	1	5		6	
警察本部	13	1	3		4	
その他の機関	4					
令和4年度計	229	6	89		95	
令和3年度計	234	19	110		129	

表3 指摘事項等の概要

結果区分	事務区分	本庁		出先		件数計
		件数	主な内容	件数	主な内容	
指摘事項	収入事務			1	・収入調定漏れ	1
	契約事務	1	・特記仕様書の添付漏れ	4	・契約書の不備（ページの落丁、仕様書の添付漏れ） ・検査調書の作成漏れ ・予算議決前の入札等	5
件数計		1		5		6
注意事項	共通	2	・証拠書類の亡失	1	・契約書を訂正する際の伺の作成漏れ	3
	収入事務	5	・納期限の設定誤り ・収入調定の遅延	3	・収入調定額誤り	8
	支出事務	18	・支出負担行為決議書の遡及 ・通勤手当の支給誤り ・食糧費と旅費の調整漏れ ・経費支出伺（変更）の作成漏れ	23	・経費支出伺（変更を含む。）の作成漏れ ・報酬等の過払 ・旅費等の未払 ・通勤手当の支給誤り	41
	契約事務	7	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・契約保証金の徴収漏れ ・予定価格調書の記載誤り	9	・契約書の不備（暴力団排除措置の記載漏れ等） ・見積書の徴取漏れ ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ	16
	補助金の交付に関する事務	3	・補助金の過大支出 ・交付要綱で定めた書類の受領漏れ			3
	財産・物品等管理事務	4	・郵便切手類等出納簿の記帳及び押印漏れ	2	・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ ・管理台帳の記載漏れ	6
	土木・建築工事に関する事務	7	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・契約の保証期間延長の処理漏れ	5	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・中間検査の未実施	12
件数計		46		43		89

2 財政的援助団体等の監査

(1) 監査の対象団体及び実施期間

令和4年11月2日から令和5年1月26日までの間に、表4のとおり、出資団体6団体、指定管理者9団体（10施設）及び補助金等交付団体6団体の計16団体（再掲5団体を除く。）に対して監査を実施した。

(2) 監査の結果

16団体の出納その他の事務の執行について、指摘する事項は特に認められなかった。

表4 監査の実施団体

区 分	団 体 名
出資団体	公益財団法人高知県スポーツ協会
	一般財団法人高知県地産外商公社
	土佐くろしお鉄道株式会社
	公益財団法人高知県観光コンベンション協会
	株式会社高知県観光開発公社
	高知県土地開発公社
指定管理者	一般社団法人オフィスポラリス (対象施設：交通安全こどもセンター)
	一般社団法人高知県山林協会 (対象施設：甫喜ヶ峰森林公園)
	公益財団法人高知県牧野記念財団 (対象施設：牧野植物園)
	特定非営利活動法人NPO砂浜美術館 (対象施設：土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）)
	公益財団法人四万十市公園管理公社 (対象施設：土佐西南大規模公園（中村地区）)
	高知ファズ株式会社 (対象施設：高知港係留施設等)
	特定非営利活動法人高知県青年会館 (対象施設：高知青少年の家、青少年体育館)
	株式会社香北ふるさとみらい (対象施設：香北青少年の家)
	株式会社高知県観光開発公社（再掲） (対象施設：足摺海洋館)
補助金等交付団体	社会福祉法人香南会
	一般社団法人高知県漁業就業支援センター
	公益財団法人高知県スポーツ協会（再掲）
	一般財団法人高知県地産外商公社（再掲）
	土佐くろしお鉄道株式会社（再掲）
	公益財団法人高知県観光コンベンション協会（再掲）

(注) 監査の対象（対象団体等の総数）

- ・ 出資団体：県の出資率が25パーセント以上の団体（39団体）
- ・ 指定管理者：県が指定管理者として指定した団体（26団体、対象施設：40施設）
- ・ 補助金等交付団体：県が令和2年度に1件1千万円以上の交付をした団体

3 行政監査

令和4年度は、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査のテーマ

防災に必要な資機材の管理について

(2) 監査の実施期間

令和4年6月17日から令和5年2月24日まで

(3) 監査の目的（テーマ選定理由）

近年、大規模な地震や豪雨により、全国各地で被害が発生している。本県でも、近い将来南海トラフ地震により甚大な被害が想定されるなど、災害への備えが重要となっている。

そこで、南海トラフ地震に備えて県が備蓄、整備している災害対策等に必要な物資や機材について、計画等に沿って整備が行われているか、定期的な確認を実施し、品質等が適切に維持されているか等について監査することとした。

(4) 監査の結果

監査を実施した限り、監査の対象となった事務はおおむね適切に行われていることが認められた。しかしながら、浸水のおそれのある場所で備蓄物資の保管が行われているものや備蓄物資の数量が物品出納・管理簿と相違しているものなど、管理が十分でない事例が認められた。発災時の活動に支障がないよう、日頃から資機材の適切な管理を徹底する必要がある。

(5) 主な意見

浸水のおそれのある場所で備蓄物資を保管している機関に対して、保管場所について検討を求めた。

備蓄物資の保管場所を把握しているのは、管理職等一部の職員のみであった機関に対して、発災後の対応を円滑に行えるよう、応急活動にあたる職員へ備蓄物資の保管場所を周知するよう求めた。

また、危機管理・防災課に対して、拠点に参集する職員の食料等について、あらかじめ総合防災拠点で保管を行うよう検討を求めた。

備蓄物資の数量が物品出納・管理簿と一致していなかった機関に対して、適宜現物との照合を行い備蓄物資の適切な管理を行うよう求めた。

総務事務センターに対して、管理責任者が明確となるよう高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領の見直しを行うとともに、管理責任者が適宜現物との照合を行い、備蓄物資の適切な管理を行うよう指導することを求めた。

賞味期限を過ぎた食料を保管していた機関に対して、早急に対応を検討するとともに、今後賞味期限を迎える備蓄物資については有効活用に努めるよう求めた。

4 住民監査請求に基づく監査

令和4年度に受け付けた住民監査請求は6件で、うち3件を受理し、2件は監査をした結果、請求人の主張には理由がないと判断し、棄却した。残りの1件については、監査結果が決定されるのは令和5年度になる。

また、3件は要件審査をした結果、請求期限が経過しているなど、適法な請求ではなかったため却下した。

	受付日	通知日	件名	監査結果
1	R4.7.11	R4.7.29	高知県造林事業費補助金の支出に関する件	却下
2	R4.8.24	R4.10.13	知事などが国葬に出席する際の公費支出の差し止めに関する件	棄却
3	R4.8.29	R4.10.13	知事などが国葬に出席する際の公費支出の差し止めに関する件	棄却
4	R5.2.15	—	須別当山地災害防止工事の差し止めに関する件	—
5	R5.3.16	R5.3.24	被疑者が破損した飲酒検知管の弁済に関する件	却下
6	R5.3.16	R5.3.24	高知龍馬マラソン2023警備・交通規制案内業務の契約に関する件	却下

5 決算審査

(1) 歳入歳出決算審査

令和3年度の一般会計と特別会計について審査を実施した限り、重要な点において、審査の対象となった決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、引き続き適正な執行を求めるため、次のとおり意見を付した。

ア 行財政運営

- ・ 行財政運営については、社会経済活動の早期回復と感染拡大防止の両立を図り県勢浮揚に向けた取組を加速していけるよう、全国知事会などとも連携し国に対して積極的に政策提言をしていくとともに、国の有利な財源の活用等により、引き続き安定的な財政運営を図られたい。
- ・ 法人事業税の増などにより税収は増加に転じたが、依然として自主財源の比率は低い水準にあることから、地方交付税などの財源を確保するとともに、事務事業のなご一層のスクラップアンドビルドに取り組み、限られた予算をより効率的、効果的に執行し、新しい生活様式、社会・経済構造の変化への対応がなされるよう努められたい。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策への対応等の翌年度以降に繰り越された事業について、着実に実施されるよう執行管理に努められたい。

- ・ 累積した県債残高は、公債費の増加による財政構造の一層の硬直化を招くこ

とから、引き続き、中長期的な財政健全化を見通した公債費の平準化を図ることを求める。

- ・ 安定的な財政運営に必要な地方交付税等の確保・充実は極めて重要であることから、今後とも必要な財源の確保に向けて、国に対し強く働きかけられたい。
今後の財政運営においては、引き続き、財政調整基金及び減債基金の取崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立を図り、財政健全化に向けた取組に努められたい。

イ 収入未済対策

- ・ 個人県民税については、引き続き、関係機関と連携し、市町村への積極的な支援に努められたい。
- ・ 今後も引き続き、他の税目も含め滞納の未然防止のための納期内納付を推進することや、滞納整理を通じて税の公平性・公正性の確保を図ることにより、県税収入の確保に努められたい。また、スマートフォン決済アプリを利用した収納サービスが開始されたが、さらに収納チャネルを拡大し、納税者の利便性向上や社会情勢の変化に対応したキャッシュレス納税の推進に取り組むなど、納税環境の充実にも努められたい。
- ・ 税外未収金の対策には、税務課に設置されている税外債権対策室の主導により、長期滞納債権の回収業務の弁護士委託など、全庁的な取組が行われているところであるが、引き続き、債務者の生活状況や経営状況などの実態を把握し、債権の種類・性質などに応じ、法令に沿った適切な未収金の管理・回収がなされるよう努められたい。
また、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 事務執行

- ・ 財産管理システムへの登録漏れが毎年見られ、決算審査に支障が生じている。財産管理と決算事務の重要性を職員に徹底し、日頃から現況把握に努め、決算に関する調書を作成する段階においても再確認を行うなど、適正な財産管理の実施を求める。

(2) 公営企業会計決算審査

令和3年度の高知県流域下水道事業会計、高知県電気事業会計、高知県工業用下水道事業会計及び高知県病院事業会計について審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、次の点に関して意見を付した。

ア 流域下水道事業会計

- ・ 今後も、安定的かつ計画的な経営に取り組み、持続的なサービスの供給に努めるとともに、さらなる経営の効率化に努められたい。
- ・ 南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策については、経営戦略に沿っ

た取組を進められたい。

イ 電気事業会計

(ア) 水力発電事業

- ・ 安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図るとともに、水力発電施設の老朽化対策や水力売電料金の契約更改など将来を見据えた事業展開の検討を進め、今後も営業利益の確保に努められたい。小水力発電等を含む再生可能エネルギーの普及促進については、引き続き、国の動向などに留意しながら、関係機関と連携して、これらの活動に取り組む市町村等に対する支援に取り組まれたい。

(イ) 風力発電事業

- ・ 安定した電力供給を確保するため、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、故障や災害の際には、できる限り運転停止期間の短縮に努められたい。また、固定価格買取制度の期間終了後の事業継続の判断にあたっては、採算性を見通し、関連施設の撤去処分も含めた今後の事業運営方針を早期に検討されたい。

ウ 工業用水道事業会計

- ・ 引き続き、経営の効率化と施設の適切な維持管理に努めるとともに、今後の南海トラフ地震対策を含めた送配水管路など施設の老朽化対策については、将来を見据えて、計画的に進めていくよう努められたい。

エ 病院事業会計

(ア) 高知県立病院第7期経営健全化計画の推進

○経営の健全化

- ・ 医療機能の向上による経営の健全化の取組については、医業損益の改善も含め、引き続き、収益の安定確保及び経費削減に取り組み、経営力の強化に努められたい。
- ・ 年間を通じて安定した医療を提供するための医療人材の安定確保については、引き続き、医師の確保に精力的に取り組むとともに、労働時間の是正や医師事務作業補助者の継続確保に努めるなど医師の働き方改革にも取り組まれたい。
併せて、助産師等の医療スタッフの確保や各職種における専門性の向上にも努められたい。
- ・ 地域医療構想を踏まえた県立病院の果たす役割の発揮や地域医療を支えるためのネットワークづくりにも積極的に取り組まれたい。

○南海トラフ地震対策

- ・ 南海トラフ地震などの大規模災害を想定し、災害時における医療機能の維持や重症患者の搬送体制の整備など業務継続計画の実効性を確保するとともに、地域の関係機関との情報伝達訓練を含む合同訓練を行うなど、地域の災

害拠点病院としての機能の充実、強化に努められたい。

○新興・再興感染症への対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症への対策の充実・強化に努めるとともに、安全・安心に受診できる医療体制の整備に努められたい。

(イ) 地域の中核病院としての役割

○あき総合病院

- ・ 急性期病院として、医療機能の充実・強化を図るため、引き続き、高知大学医学部や健康政策部、高知医療再生機構等との連携を強化し、医師の確保に積極的に取り組まされたい。
- ・ 安芸地域において良質な医療サービス等を提供していくためにも、地域包括ケアシステムの機能の充実・強化を図り、地域の医療機関や介護福祉施設などとの連携を継続するとともに、急性期医療機能の充実など、一層の医療体制の整備に取り組まされたい。
- ・ 高知大学医学部との電子カルテの相互参照や地域の医療機関への診療応援についても継続して取り組むとともに、今後の地域における医療ニーズを踏まえ、医療提供体制の検討を進められたい。

○幡多けんみん病院

- ・ 地域完結型の医療の充実を図るため、常勤医師が不足している診療科の解消に向けて、引き続き、常勤医師が不在の診療科を中心とした医師確保に取り組まされたい。
- ・ 地域医療支援を更に充実させ、医療の質的向上を図り、地域に根差した中核病院としての役割を着実に果たすよう努められたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応については、医療従事者に過度の負担とならないように配慮しつつ、感染症指定医療機関として、適切な医療提供体制の確保に努められたい。
- ・ 今後も、地域の人口動向や民間医療機関の診療状況を踏まえつつ、医療ニーズに対応した医療提供体制の検討を進められたい。

6 基金運用審査

令和3年度における高知県自然保護基金、高知県文化基金及び高知県地域環境保全基金の運用状況について審査を実施した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、一層の成果を上げるよう意見を付した。

7 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう意見を付した。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	173.3	400.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額がいずれも黒字となっていることから、数値としては表示されない。

イ 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和3年度	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	20.0
電気事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0

(注) 各会計とも、資金不足額は生じておらず、数値としては表示されない。

8 例月出納検査

会計管理者、土木部長及び公営企業局長が管理する現金について、検査資料及び諸帳簿を毎月末に検査し、金融機関等の預金残高証明書等と照合した結果、令和4年6月末、11月末、12月末、令和5年1月末、2月末における15時半以降の入金分に係るものを除き、一致していると認められた。

9 内部統制評価報告書の審査

令和3年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると意見を付した。

10 参考

(1) 令和4年度監査委員

氏名	区分	就任年月日	備考
下村 勝幸	議員（非常勤）	令和4年4月1日	高知県議会議員
金岡 佳時	議員（非常勤）	平成4年4月1日	高知県議会議員
奥村 陽子	識見を有する者 （非常勤）	平成30年4月1日	税 理 士
五百藏 誠一	識見を有する者 （常勤、代表監査委員）	令和4年4月1日	元 銀 行 役 員

(2) 過去3年間の状況

ア 定期監査（令和3年度より監査結果及び事務区分変更）

年度・監査結果 事務区分	令和元年度				令和2年度			
	強く 改善	改善	検討	計	強く 改善	改善	検討	計
収入事務	4	14		18	3	24		27
支出事務	15	51	1	67	17	70		87
契約事務	15	55		70	19	71		90
財産・物品 管理事務	1	20		21	2	11		13
サービス管理事務	1	31		32		16		16
給与・旅費 支給事務		18		18	1	8		9
庶務関係事務		14		14		6		6
その他の事務		1		1		1		1
計	36	204	1	241	42	207	0	249

年度・監査結果 事務区分	令和3年度			
	指摘 事項	注意 事項	検討	計
共通	1	6		7
収入事務	1	22		23
支出事務	10	25		35
契約事務	4	31		35
補助金の交付に 関する事務	3	12		15
財産・物品等管理 事務		1		1
土木・建設工事に 関する事務		13		13
計	19	110	0	129

イ 財政的援助団体等の監査

年度	団体の区分			計	監査結果		
	出資団体	補助金等 交付団体	指定管理者		改善事項	検討事項	意見
元	11	8 (再掲5)	5 (再掲3)	24 (再掲8)	0	0	0
2	8	5 (再掲3)	6 (再掲1)	19 (再掲4)	0	0	0
3	12	7 (再掲6)	4 (再掲3)	23 (再掲9)	0	0	0

(注) 補助金等交付団体、指定管理者及び計には、再掲団体を含んでいる。

ウ 行政監査

年度	監査のテーマ	監査対象機関
元	試験研究機関における試験研究機器の 利活用状況について	試験研究機関11機関
2	委託業務における入札保証金及び契約 保証金に関する事務の状況について	230機関(令和2年度の定期監査対象機関のうち、 会計制度が異なる公営企業局は除外)
3	税外未収金の債権管理について	税外未収金債権管理を行う30機関、管財課及び 税務課の計32機関